お申し込みFAX 0120-88-1443

住み替えかんたんシステム保証契約書

4c's

お申込書と併せてFAXお願い致します。ご署名頂いた本書をコピー（控え）し、賃借人様（入居者様）へお渡しください。

⚠ 保証サービスに関する重要事項

住み替えかんたんシステム保証契約及びビジネスサポートシステム保証契約（以下、「本契約」といいます）に基づくフォーシーズ株式会社の保証サービスに関する重要事項を以下に掲載致します。本契約の申込・締結にあたって、ご理解いただくことが特に大切な事項ですので、ご確認をお願い致します。以下の内容をよくお読みになり、ご了承いただいたうえでお申込み・ご契約をお願い致します。

1. 申込先の保証会社について

保証会社：フォーシーズ株式会社（以下「当社」といいます）所在地：東京都港区新橋５丁目 13-7
家賃債務保証業者の登録：登録番号：国土交通大臣（1）第７号　登録日：2017 年 12 月 21 日
問合せ先：03-3434-3725

2. 保証の範囲及び限度額について

当社は、賃借人様が申し込まれる不動産（以下、「本件物件」といいます）の賃貸借契約（以下、本件賃貸借契約といいます）の支払債務のうち、下記の債務について、本契約書の月額固定費及び変動費上限額の合計額（以下「合計基準額」といいます）に53を乗じた金額を極度額とし、その極度額を限度として、賃貸人様に対して保証致します。但し、下記③乃至⑤については、合計して賃料２ヶ月分をその上限とします。また、ビジネスサポートシステム保証契約において本件賃貸借契約の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合などフルカバーライトプラン（この場合を以下単に「フルカバーライトプラン」といいます）では、合計基準額に6を乗じた金額を極度額とし、下記③乃至⑤は、保証の範囲に含まれません。（本契約第６条、ビジネスサポートシステム保証契約第 29 条）

①月額固定費（本契約書表面記載の賃料、管理費・共益費、駐車場使用料その他の本契約書固定費欄に記載の定額の金員）
②変動費（本契約書変動費上限欄に記載の金額を月額の上限とします）（使用量等に応じて月額が変動する水道費・光熱費等及び月によって変動することが予定されている賃料）
③更新料（法定更新の場合を除きます）
④早期（短期）解約違約金（本件物件が居住目的で用いられる場合であって本契約開始後2年未満で解約する場合に限ります）
⑤原状回復費用（本契約書所定の条件を満たしたもの）
⑥賃料等相当損害金（賃貸借契約終了後、本件物件の明渡しまでの期間（フルカバーライトプランにおいては賃料等の３ヶ月分に限定されます）の月額固定費に相当する損害金）

3. 保証期間

本契約は、原則として、本件賃貸借契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始し、本件賃貸借契約の有効期間中に限り存続します。本契約における保証は、当社が本契約書を含む必要書類及び保証委託料等を受領した時点から開始し、本契約の終了又は賃借人様の本件物件の明渡し完了により終了します。（本契約第２条及び第７条）
但し、フルカバーライトプランにおいて本件物件の明渡しのために法的手続をとった場合は、賃貸人様において本件物件の明渡しの債務名義を取得した時に本契約における保証が終了します。（ビジネスサポートシステム保証契約第 29 条）

4. 保証委託料について

保証サービスのご利用にあたり、賃借人様に、つぎの保証委託料をお支払いいただきます。

①初回保証委託料（本契約第８条）
　基本額は、合計基準額の１ヶ月分です。（最低保証委託料 35,000 円）
②年間保証委託料（本契約第９条）
　基本額は、合計基準額の１ヶ月分であり（最低保証委託料 35,000 円）、1年に1回発生します。

《年間保証委託料の割引サービス》
賃料等や変動費などの延滞回数が０回及び１回の場合は 10,000 円に、延滞回数が２回の場合は 30,000 円に割引致します。賃料等や変動費などの延滞回数が３回以上の場合は、割引はございません。なお、延滞回数は、本契約書規定どおり1年ごとに数えます。

5. 本契約が1年の保証年の中途で終了することとなった場合の保証委託料の返還について

本契約が保証年の中途で終了した場合、お支払いいただいた初回保証委託料及び年間保証委託料は、契約終了事由の如何を問わず、返還されません。（本契約第８条第２項、第９条第２項）

6. 賃料等や変動費などの延滞時のお取扱いについて

(1) 延滞時の基本的なお取扱いについて
賃借人様が2. の保証範囲に含まれる金員の支払を延滞されたときは、賃借人様へ特段の連絡をすることなく、当社から直接賃貸人様への支払を行います。（本契約第 14 条第１項）
但し、当社による賃貸人様への支払は、賃借人様ご自身によるお支払と同視されるものではございませんので、賃借人様ご自身によるお支払がない限り、本件賃貸借契約が解除されるなどの不利益を受けることがあります。

(2) 本件賃貸借契約の解除について
①賃貸人様による解除
賃借人様が賃料の支払を３ヶ月分以上怠ったときは、賃貸人様は、無催告にて本件賃貸借契約を解除することができることになります。（本契約第 13 条第４項）
また、このほかにも、本件賃貸借契約の定めに基づき、本件賃貸借契約が解除されることがあります。
②当社による解除
賃借人様が支払を怠った賃料等及び変動費などの合計額が賃料３ヶ月分以上に達したときは、当社は、無催告にて本件賃貸借契約を解除することができることになります。（本契約第 13 条第１項）

(3) 求償権の行使について
賃借人様の賃料等や変動費などの延滞により当社が賃借人様に代わって賃貸人様に支払をした場合には、当社は、賃借人様に対する求償権を取得し、賃借人様には、以下の額の金員につき当社への支払義務が発生します。（本契約第 14 条第２項）
①当社が賃貸人様に支払った2. の額
②賃借人様が支払を延滞されたときから年率 14.6%（年 366 日の日割計算）の割合による遅延損害金
③①の支払に要した費用（振込事務手数料１回あたり 800 円（税別）を含みます）

7. 事前求償について

当社は、賃借人様が2. の保証範囲に含まれる金員の支払を怠ったなどの求償金の保全を必要とする事情があるときは、賃貸人様への支払前であっても、賃借人様及びその連帯保証人様に対して、事前に求償権を行使することができます。（本契約第 16 条）

8. その他の事項について

(1) 本件物件の明渡しにかかる費用の負担について
本件賃貸借契約が終了したにもかかわらず、賃借人様による本件物件の明渡しがないときは、賃借人様には、以下の内容について当社へのお支払義務が発生します。（本契約第 15 条第１項）
①法的手続費用（本件物件の明渡しにつき法的手続を要する場合）（但し、フルカバーライトプランにおいては本件物件の明渡しのための債務名義の取得までに要した法的手続費用に限ります）（本契約第 17 条第３項、ビジネスサポートシステム保証契約第 29 条）
②動産類の搬出・処分に要した費用（本契約第 19 条第２項）
③動産類の保管料 30 日あたり１万円（税別）（本契約第 19 条第２項）

(2) 特別預託金について
当社は、当社が特に必要と認める場合、賃借人様の当社に対する支払義務を担保するため、賃借人様に特別預託金の預託を求めることがあります。（本契約第３条）
また、本件賃貸借契約の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合などであって、フルカバーライトプランからフルカバープランにアップグレードする場合は、目的物件の地積・面積１坪あたり1万円の特別預託金の預託が必要となります。（ビジネスサポートシステム保証契約第 29 条）

保証サービスに関する重要事項の説明者	重要事項の説明を受けて、内容を理解しましたので下記に署名致します。 ※ご本人様がフルネームでご署名ください。
不動産会社名　株式会社ベガ・プロジェクツ	説明を受けた日　２０　　年　　月　　日
担当者名　髙根澤 佳伸	賃借人様（契約者様）

保証申込書 **住み替えかんたんシステム** 個人名義でマンション・アパート・一戸建てをご契約の場合

4c's

FAX 0120-88-1443

※本申込書は、賃借人様(入居者様)がお持ち帰りください。

下記甲・乙・丙は、本書面記載のフォーシーズ(株)保証契約書条項に従い、同条項による保証委託契約および連帯保証契約を締結する。
※賃貸借契約の家賃支払日が当月支払のものはお受付できません(集金代行をご利用の場合は集金代行約款に基づき家賃支払日は前月の27日)。
※契約番号の発行がない限り本契約は成立致しません。なお、本契約書および必要書類がフォーシーズ(株)に送達され且つ初回保証委託料の入金が確認された以降においてのみフォーシーズ(株)の責任が生じます。(契約条項第2条参照)

不動産会社様記入欄〈申込日 20 年 月 日〉

ご担当不動産会社様 □管理会社 □仲介会社(どちらかに✓を付けてください。)

住所 東京都港区六本木3−15−3 ヒルサイド六本木111
社名 株式会社ベガ・プロジェクツ
TEL 03(5562)5585 担当者名 髙根澤 佳伸
FAX 03(5562)5595 担当携帯 090(3222)1165

他に介在の不動産会社様 □管理会社 □仲介会社 □無し

住所
社名
TEL
担当

物件名 号室	号室
所在地	〒 −
契約期間	20 年 月 日 から 20 年 月 日 まで
借家区分	□普通借家 □定期借家(□一年未満 □一年以上)
専有面積	㎡ 間取り R・DK K・LDK 駐車場番号
利用用途	□マンション・アパート □一戸建て 以下に該当する場合は✓を付けてください □既にご入居済み ※別途書面(家賃入金確認書)が必要となります □リースバック
集金代行	□利用する【引落日 27 日・決済サービス料 300 円(税別)】 ※WEBシステムにて集金代行に関する手続きを行うのは □管理会社 □賃貸人 です

※下記全ての金額欄の訂正はできません(右詰でご記入ください)。

	税込金額	内消費税
固定費 賃料	円	円
管理・共益費		
駐車場使用料		
水道費		
町費		
①		
②		
③		
変動費上限		
合計(合計基準額)		

敷金(保証金)	円
礼金	
敷金(保証金)償却	

解約予告期限	ヶ月前
賃料支払日	前月 日

賃借人様(入居者様)記入欄 ※本申込書は、賃借人様(入居者様)がお持ち帰りください。

私(賃借人)は、「フォーシーズ株式会社プライバシーポリシー」に同意し、「保証サービスに関する重要事項」を確認の上、申込みます。

【賃借人様へのご案内】
・フォーシーズより契約内容確認のご連絡をさせて頂きます。契約内容の確認ができない場合、審査を行うことができませんので、ご協力をお願い致します。
・申込時には、顔写真付身分証明書(運転免許証、パスポート等)をご提出ください。※外国籍のお客様は在留カード(表・裏)をご提出ください。
・緊急連絡先は必ずご記入ください。

全ての項目をご記入ください。

賃借人(乙)

氏名【自署】	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。	□日本国籍 □上記以外	お申し込み時にご捺印は不要です。 ご契約時には契約書①②③へご捺印ください。	生年月日	西暦 年 月 日(歳)
現住所	〒 − 都道府県	※マンション名・号室までご記入ください。 □自己所有 □家族所有 □賃貸		性別	男・女 配偶者 有・無
				電話番号	− −
				携帯番号	− −
勤務先 名称	フリガナ		給料日 日	勤務先電話番号	− −
			年収 万円	職種	資本金 万円
勤務先 住所	〒 − 都道府県	※ビル名・階数までご記入ください。	雇用形態	勤続年数	入社予定(□新社会人 □転職) □在職中(年)
			休日	勤務時間	: ～ :

入居者

続柄	氏名・フリガナ	生年月日	勤務先・学校名	勤務先の電話番号	携帯電話番号
		西暦 ・ ・		− −	− −
		西暦 ・ ・		− −	− −
		西暦 ・ ・		− −	− −

緊急連絡先【必須】
※死亡時又はお一人で身動きがとれなくなった場合のご親族の連絡先

氏名	フリガナ	続柄	生年月日	西暦 年 月 日	携帯電話 − −
住所	〒				自宅 − −

賃貸人(甲)

氏名	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。

申込書にはご捺印は不要です。
ご契約時には契約書①②へご住所の記入、契約書①②③へご捺印をお願い致します。

保証会社(丙)

フォーシーズ株式会社
登録番号:国土交通大臣(1)第7号 登録日:2017年12月21日
東京都港区新橋5丁目13-7
カスタマーサポートセンター
TEL 0120-17-1143
FAX 0120-88-1443

4c's

2021年4月1日版 5P 50,000

フォーシーズ株式会社プライバシーポリシー

1. 個人情報の取得方法の表示　フォーシーズ株式会社は適法かつ公正な手段により個人情報を取得いたします。　(1) 本人から直接同意を得る取得。　(2) 来訪者記録用ビデオでの取得。　(3) 保険代理業務での申し込み情報での取得。　(4) カスタマーサポートセンターによる口頭での本人情報の取得。

2. 個人情報の利用目的の表示　フォーシーズ株式会社は、次の利用目的の範囲内でお客様から取得した個人情報を利用いたします。個人情報に含まれる本籍地等の機微情報は、特に厳重に管理します。　(1) 申し込みに関わる保証契約の引受け審査、履行、お客様へ連絡を取る為の連絡先及びそれに付帯するサービスの提供。　(2) お客様からのお問い合わせがあった際、関連する内容を照会し、お答えするため。　(3) 当社が取り扱う可能性のある新しいサービスの開発のため。　(4) 提供するサービスの資料の送付、ご案内など。　(5) 当社のサービスの利用状況及び利用環境を含む市場調査のため。

3. 情報提供先および共同利用の可能性のある先・項目・手段　フォーシーズ株式会社は、上記 2. の利用目的の範囲内で、次のとおり個人情報の提供および共同利用を行うことがあります。　(1) 共同利用先　・不動産業者　・家主　・保証会社　・収納代行機関　(2) 提供先　・官公庁　・弁護士　・金融機関　・サービサー　・ローンクレジット会社　・リース会社　・収納代行機関　・保険会社　・保証会社　・信用情報機関　・家主　・不動産業者　・連帯保証人　・本人の身内関係　・本人の勤務先関係　(3) 項目　・契約の有無　・住所、氏名、電話番号、勤務先等、上記 2. の利用目的に必要な個人情報の項目　・賃借料支払状況に関する情報　・保険契約に関する情報
(4) 手段　・書面（郵送）、電話、電子メール

4. 個人情報提供先の範囲　お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。　(1) 個人情報の直接取得時にお客様から同意をいただいている場合。　(2) 上記 3. 情報提供および共同利用にあたる場合。　(3) お客様個人が識別できない状態にしている場合。　(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。　(5) 国の機関もしくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。　(6) 法令に基づく場合。　(7) 本人である個人が第三者に不利益を及ぼすと判断される場合。　(8) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、特定の個人情報の開示を求められた場合。

5. 個人情報の委託について　フォーシーズ株式会社は、メールマガジン発信、ホームページ更新、システム開発・運用などのために必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することがあります。

6. 登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等　フォーシーズ株式会社は、個人情報をできるだけ正確かつ最新の内容で管理します。お客様からお申し出があったときは、利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等には適切に対応し、手続きを行います。

7. 情報提供の任意性　お客様の個人情報の提供は任意ですが、ご提供のない場合は、当社からのサービス、情報の提供、契約の締結ができない場合があることを予めご了承ください。

8. 当社へのご意見、苦情について　フォーシーズ株式会社 お客様相談窓口　フリーダイヤル 0120-565-906
個人情報管理責任者　取締役 経営管理部　安河内葵

9. 開示等の請求手続き　お客様の個人情報についての「利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権」（以下、開示等という）の手続きは、上記の「お客様相談窓口」にて対応いたします。当社は、ご本人からのご請求により、以下の方法でご本人の個人情報の開示等をさせていただきます。　(1) お客様より開示等の請求のお申し出の際に、お名前・住所・生年月日・電話番号・当社との取引のあった時期・内容（対象物件名・部屋番号等）を確認させていただきます。　(2) 当社とのお取引の事実を確認後、現住所に『個人情報開示請求書』を郵送いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を同封し、お申し込みください。　(3) 本人確認書類は、公的証明書（運転免許証のコピー・パスポートのコピー・住民票等）のご提出をお願いします。　(4) 個人情報開示の手数料は、情報1件につき保証契約書に記載の項目情報は 1,000 円（税別）、それ以外の情報（賃借料支払状況等）は 2,000 円（税別）です。手数料は、当社指定口座への銀行振込（振込手数料お客様負担）でお願いします。　(5) ご郵送いただく書類　・個人情報開示請求書　・本人確認書類　・手数料振込の領収書　(6) ご郵送いただいた書類を確認後、原則として 2 週間程度で、書面にて回答いたします。　(7) 開示等請求については、業務の遂行上支障があると判断される場合は回答を制限させていただく場合があります。

以　上

加盟する認定個人情報保護団体について
当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく下記の認定個人情報保護団体の会員になっております。
認定個人情報保護団体では、会員の個人情報の取り扱いについての苦情・相談を受け付けております。
［一般財団法人 日本情報経済社会推進協会］
個人情報保護苦情相談室
相談受付電話番号　　0120-700-779
ホームページアドレス https://www.jipdec.or.jp/

4c's フォーシーズ株式会社　TEL 03-3434-3725 ㈹　FAX 03-5408-6569
〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 13-7 https://www.4cs.co.jp
申し込みお問合わせフリーダイヤル **0120-17-1143**　ご意見・ご要望フリーダイヤル **0120-565-906**

【集金代行約款（口座振替）】～口座振替をご利用の方～

第 1 条　（約款の趣旨）
本約款は、賃貸人（甲）と賃借人（乙）との間で締結する不動産賃貸借契約（以下「原契約」といいます。）に基づく乙の甲に対する賃料等、変動費その他の支払債務（以下「原契約債務」といいます。）のお支払い及び原契約債務の一定の範囲の保証を目的とする甲、乙、連帯保証人及びフォーシーズ株式会社（以下「当社」といいます。）との間の「住み替えかんたんシステム保証契約書」又は「ビジネスサポートシステム保証契約書」いずれか適用のあるもの（以下「フォーシーズ保証契約書」といいます。）による契約（以下「フォーシーズ保証契約」といいます。）に基づく乙の当社に対するお支払いのうち、ジャックス株式会社（以下「ジャックス」といいます。）の集金代行システムを利用した当社の決済サービス（以下「本サービス」といいます。）によるお支払いに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
なお、本約款に定める場合を除き、本約款の用語は、フォーシーズ保証契約における用法に従うものとします。

第 2 条（フォーシーズ保証契約）
1 乙は、フォーシーズ保証契約の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。
2 本約款がフォーシーズ保証契約と異なる定めをしている場合には、本約款が優先するものとします。

第 3 条（ご利用のお申込み）
乙は、本サービスの利用を希望する場合、当社の指定する申込書に所定の事項を記入・押印して当社に提出することにより申込みを行うものとします。

第 4 条（集金代行による振替）
1 本サービスの利用にあたり、甲及び乙は、原契約債務の支払について、当社がジャックスに対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。
2 ジャックスは、毎月一定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）に、原契約債務の支払に必要な金額を当社に立替払するものとし、毎月 27 日（休業日にあたる場合は翌営業日）（以下「賃料等振替日」といいます。）に当該額を乙が予め指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）の口座（以下「指定金融口座」といいます。）から振り替えることとします。

第 5 条（原契約債務の支払期限）
乙は、原契約の規定にかかわらず、前条第 2 項の振替により、毎月 27 日までに翌月分の賃料等を支払うものとします。

第 6 条（手数料）
乙は、本サービスの利用料として、当社に対し、口座振替 1 回あたり 300 円（税別）を支払うものとします。

第 7 条（保証債務の履行）
乙の指定金融口座の口座残高が振替金額に満たなかった又はその他指定金融口座からの振替請求が金融機関により拒否されたことにより第 4 条第 2 項の振替ができなかった場合は、フォーシーズ保証契約第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、同契約に基づく当社による保証債務の履行がなされたものとします。

第 8 条（連帯保証債務の履行）
前条に基づき当社の保証債務の履行がなされたときは、乙及び連帯保証人は、当社に対し、保証債務履行額及びこれに対する不奏功となった賃料等振替日の翌日から支払済みまで年 14.6%（年 366日の日割計算）の遅延損害金、その他弁済に要した費用（振込事務手数料1回 800 円（税別）を含みます。）の全額を直ちに償還するものとします。

第 9 条（年間保証委託料）
フォーシーズ保証契約第9条第3項に定める「保証債務を履行した回数」は、第 4 条第 2 項の振替ができなかった回数をいいます。

第 10 条（届出事項の変更）
乙は、当社、ジャックス及び指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第 11 条（解約）
本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
①乙が当社所定の手続きにより本サービスの解約を申し出たとき
②フォーシーズ保証契約が終了したとき
③乙が第 13 条の本約款の改正に同意されないとき
④当社が本サービスの解約を申し出たとき
⑤当社が本サービスを営むことができなくなったとき

第 12条（振替金額の返金等）
1 フォーシーズ保証契約に基づく当社の連帯保証債務が存在しないにもかかわらず、当社が、甲に対し、本サービスに基づく振替金額を送金し、かつ、第 4 条第 2 項の振替ができた場合、甲は、乙に対し、当社から送金を受けた金額を返金するものとします。
2 フォーシーズ保証契約に基づく当社の連帯保証債務が存在しないにもかかわらず、当社が、甲に対し、本サービスに基づく振替金額を送金し、かつ、第 4 条第 2 項の振替ができなかった場合、甲は、当社に対し、当社から送金を受けた金額を返金するものとします。
3 前項に基づき当社が振替及び弁済に要した費用（1 回あたり合計 800円(税別)）は、乙が負担するものとします。但し、乙が、甲に対し、予め本サービスの解約申入れを行っていたにもかかわらず、甲が当社にその旨を報告しなかったときなど、甲に過失がある場合、振替及び弁済に要した費用（1 回あたり合計 800 円（税別））は、甲及び乙が連帯して負担するものとします。

第 13条（本約款の変更）
1 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。
2 改正の内容が、乙の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。
3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。
4 第 2 項の通知又は前項の掲載が行われた後、乙から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以　上